

第 58 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 29 年 8 月 7 日（月） 9：40～15：50

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長（司会）、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、勢一智子構成員、野村武司構成員、山本隆司構成員

〔政府〕大村慎一内閣府地方分権改革推進室次長、斎藤秀夫内閣府地方分権改革推進室参事官、林弘郷内閣府地方分権改革推進室参事官、竹中一人内閣府地方分権改革推進室参事官、五嶋青也内閣府地方分権改革推進室参事官、小谷敦内閣府地方分権改革推進室参事官、浅野敬広内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 29 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 41：大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災地方公共団体への支援を行うことを可能とする見直し（内閣府、総務省）>

（高橋部会長） 要するに、従来の制度の運用の見直しというものに本件の対応が入り得るという説明だったと理解した。見直していただけるのはありがたいが、この提案を行った九州地方知事会としては、法律に根拠規定がないと責任の問題であるとか費用負担の問題であるといったことがどうもはっきりしにくい、また、応援要請を受けた側でも整理がしにくいので初動がうまくいかなかったということがあがるようだ。なので、法的な措置が必要なのではないかと当方は思っているが、法的措置を行う際に何か問題点があるかどうかということをもまず聞きたい。

（内閣府） 既存制度に基づいて、今も大規模災害が発災していれば円滑に災害対応を進めているが、それを補完する意味で、現行の法制度で欠缺している部分があれば、そこは当方で、しっかりとした検討を踏まえて法制化についての方向性も含め、検討していきたいと思っている。

ただ、内閣法制局等々の関係機関との調整があるので、現時点で断定的な話はできないが、必要な検討は進めていきたい。

（高橋部会長） 検討のスケジュールはいかがか。大体、どのようなスケジュール感で検討いただけるのか。

（内閣府） 今日の議論を踏まえて、この夏ぐらいには一度、法制局と法制度上のいろいろな可能性について議論をしたいと思っている。それで、全体のスケジュールに間に合わせるような形で対応したいと思っている。

（高橋部会長） 法改正になれば審議会等に諮らなければいけないのか。

（内閣府） 特にない。場合によっては、災害対策基本法の改正ということになると、年に数回、中央防災会議で災害対策基本法の改正がある場合にはいろいろな計画の議論をしているので、中央防災会議で議論することになるかもしれない。そうした会議の場での整理が必要かどうかというのは、当方で整理したいと思っている。

（高橋部会長） 年に数回中央防災会議での議論があるということか。

（内閣府） 然り。年に 1 回、2 回程ある。

（高橋部会長） 了解した。

（大橋構成員） 検討いただけるということなので、地方公共団体としては、一体的に支援する際に、その支援に回る側が法的にも全く疑義がないような形で活躍できるということと、そのように汗をかいたことについての費用負担がきちんとなされるということと、その一体化した支援を行うときの動き方というか、調整のルートというものが、今回のこの法的措置を執ることによって明確化するという、おそらく、そういう点を、きちんと今回を契機に整備したいということであるので、是非そういうところについては検討いただき、明示的な形で回答いただきたいと思う。

（高橋部会長） 前向きな検討に感謝する。引き続き、よろしくお願ひしたい。

<通番 42：災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し（内閣府）>

（高橋部会長） 提案団体は条例で引き下げることが可能にしたいという提案だと理解している。説明ぶりだと全体として3%の法定利率を下げる方向で検討していると聞こえてしまうが、その点はどうか。

（内閣府海堀政策統括官） この法定利率に相当する部分が事務費相当額になっているということもあり、当方で各市町村にアンケートをとった際に、下げて良いという市町村もあれば、当座は下げられると困るというようなことを考えているという意見をもった市町村もあった。当方としては、法律上の書き方として、こういう制度であるので現行法上は一律3%となっているが、対応として上限を定めるようなこと、あるいはその上限より下の部分について条例に委任することも含め、対応を検討していきたいと思う。こういった点については法制的な整理をした後に、一定の方向性を示したいと考えている。

（高橋部会長） もし法改正ということになった場合には、中央防災会議にかけることになるのか。

（内閣府） 法改正を行う事項として中央防災会議にかけるかどうかは、何か定型的に決まっているわけではないが、おそらく何らかの制度改正という話になれば、一度議論する必要があるかもしれない。いずれにしても当方で議論したい。

（内閣府） 災害については全体で包括的に調整をとって制度を進めるということであり、法律上審議が義務付けられている、明文に書いている、書いていないにかかわらず、一応このような法改正があれば、当方としては中央防災会議に報告等をさせていただこうと思っている。

（勢一構成員） 前向きに検討いただけるということで、その点は感謝を申し上げる。

運営事務費の相当分ということで、そういうものを確保することは必要だと思う。しかしながら、この法律はかなり古い上に、その当時の事務運営費の感覚と行革を行った地方公共団体の今の効率化という感覚の差を考えると、地域の実情に応じて対応できるような方向で検討をお願いしたい。

（大橋構成員） 確認であるが、災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第4項に年3%ということが明文で書かれているが、今回の検討していただいた成果がこの法文上に現れるような形での改正になるということで理解してよいか。

（内閣府） 法文上、現行法でいろいろ引き下げのような措置が採れるかどうかということの内閣法制局とも調整したことがあるが、法改正を抜きにしては、法定された3%の利率を変えるわけにはいかないということであった。今、大橋構成員から話があったように、一定のことを明文化しない限りはこういった制度はできないと思っている。

余談になるが、災害対策基本法も災害弔慰金の支給等に関する法律も、改正にあたっては一定の国会審議を経なければならないということであり、一本一本を個別に審議するとなると大変なコストがかかる上、実際に国会日程等で非常に厳しい対応が必要になると考えられるので、そういったところについては、事務局といろいろ調整の上、円滑な法制上の取扱いをしていただきたい。

<通番 43：罹災証明制度の見直し（内閣府、金融庁、財務省）>

【被害認定調査手続の簡素化・独自の被害認定区分の設定について】

（高橋部会長） まず調査手続の簡素化と独自の被害認定区分の設定の論点に限って意見を頂戴したいと思う。

調査手続の簡素化については、簡素化に向けた検討を行っていただけると伺ったところだが、どのような形で簡素化することが考えられるのかということ、御教示いただきたいと思うが、いかがか。

（内閣府） 先ほどの当方の説明の中で触れたのだが、被害認定調査は行政手続であるため基準を定めており、全壊していると予想されるものについても、基準に基づきしっかりと調査を行い、調査票を埋めるという作業を行っている。そういった手続について、全壊の場合などに、写真判定をどういう形で導入できるのかということも含めて、この点については検討していきたいと思っている。

これ以外についても、こういったノウハウを持った方々が全国にいるため、こういった方々にどう支援をしていただくのか。これは本日の最初にヒアリングが行われた市町村全体の支援とか、総務省を含めた応援体制をどう組むかということと併せて、円滑な実施を実現するために検討したいと考えているところ。

（高橋部会長） 写真判定の活用方法は後でまた議論したい。提案団体の意向を踏まえて簡素化するという方向で検討いただけるかという点については、そのとおりに検討するという回答であると理解して良いか。

（内閣府） 然り。

（高橋部会長） あと、独自の被害認定区分については、国費が入っているの、という話を伺ったところだが、

併せて、現行でも地方公共団体によっては独自の上乗せ的な認定区分を柔軟に運用しているということも紹介いただいた。そういった地方公共団体独自の運用は適法で、問題ないという理解で良いか。

(内閣府) 義援金の活用であったり、あるいは地方公共団体が単費でいろいろな上乗せ措置を行っていることについて、それらは被災者のために行っていることなので、当方がブレーキをかけるとか、是正をかけるということは一切考えていない。一定のベースとなる法制度の運用についての基準を、災害ごとに地方公共団体と協議して定めることはおよそ難しいだろうということを、当方としては思っているということである。

(伊藤構成員) 確認だが、国の側としては先ほど説明いただいた資料の5ページに記載があるように、全壊と半壊、大きく分けて3区分というのは基本的には動かさず、この区分に応じて国費を入れているという理解で良いのか。また、一方で、地方公共団体の側では、やはり半壊といってもいろいろなパターンがあって、程度によってもう少しきめ細かく支援したいというニーズがあるため、その区分自体を地方公共団体が独自に設けることは構わない。ただ、国としての財政的な支援は3区分の中で行うが、地方公共団体が独自に区分を細かくして、さらにそこに独自の財政的な支援を行うことは構わない、という理解で良いのか。

(内閣府) そのとおりである。

(高橋部会長) 提案団体の提案もそういうことで良いのか。事務局、そこはいかがか。

(浅野参事官) 地方公共団体が独自の支援を行うことについて、支援しやすくするために、地方公共団体が独自の区分を新たに設定できることをより明確化してほしいという提案であり、おそらくその理解で良いのではないかと思うが、そこはまた今後も提案団体等も含めて調整させていただきたい。

(伊藤構成員) そういう区分自体を設けることができるという旨をもう少し明確にしてほしいというのが提案団体の側の要望だと思うので、国の財政的な支援の変更を求めるといった話は切り離して、そういう対応はできるのかということを変更して伺いたい。

(内閣府) 法律上書いていない、規制されていないことについて、できるということをあえて書く必要があるのかどうかということも含めて、これは法制的に検討しないといけない部分があると思う。この点については、明示されていなくとも現行制度でできることを、あえてできると明示することにより、今までは、あたかもできなかったかのように扱うことになり、それはいかなるものかという懸念が当方にあるということである。

(大橋構成員) この手続を見直していただけるということだが、少し気になっているのが、罹災証明書が発行されると、これに紐付けするような形でいろいろな制度が連動的に流れていく。その大元のところとなる罹災証明書の発行のための調査手続を簡素化することは大変重要であると思うが、他方で、資料等を見ると、被害に関する調査は複数あり、それらの調査が錯綜しているイメージがあるため、そういったところの整理、外観に基づく調査結果により他の調査結果を保証するというような、何かそういうことはお考えなのか。

(内閣府) そもそも、災害対策基本法第90条の2を策定する過程においてそういう混沌とした部分があったのかもしれない。現行制度において被災後に必要となる大きな調査としては、被災直後に当該被災住宅あるいは被災した建物、例えば、いわゆる商業ビル等について、引き続き活用できるかということを迅速かつ緊急的に判断しなければいけない。被災した建物の中に残っており、余震で建物が潰れて亡くなってしまうようなケース、今回の熊本地震の場合は前震と本震ということで、2回目の地震の方が大きく、実際に家屋の倒壊で亡くなられた方の中には、前震の後に家屋に戻られた方が本震による倒壊で亡くなられたというケースがあり、これを罹災証明のような制度で運用することはおよそ現実的ではないだろうと考えており、現在はいわゆる地震直後の被災状況を調査する応急危険度判定と、その後の各種施策を実施するための罹災証明ということで整理してきた経緯がある。

現行の制度についてさらに何か整理ができるのかということ、例えば応急危険度判定と罹災証明を1つにできるかということ、先ほど述べたように、地震発生直後の安全性を確保するという観点からすれば、現実的には難しいのではないかと考えているところ。

(大橋構成員) あと、簡素化が大変重要であり、迅速化につながると思うが、他方で、こうやって基準が作られて、さらに運用指針が作られて、という経緯に鑑みると、やはり現場に、現状は必ずしもマンパワーが十分でなかったり、専門性が欠けるようなところがあるため、その部分についての補充というか、情報提供的な意味で、簡素化は行うけれども、情報の具体化についても強めなければいけないというような、そういう課題が並行しているような気がするのだが、そこはいかがか。

(内閣府) そのとおりであり、具体化をしないと現場での不公平感が解消できないということもあるため、当方としては、例えば被害区分に関する写真集を作成し現場で見せて、こういうことだからこれは全壊だとか、こ

うということだから大規模半壊だということが分かりやすい形で情報開示を行うことや、あるいは調査の専門家を全国レベルで育成して、現場に入るとき、専門家を二人一組のうち一人に入れること、あるいは、場合によっては事前の全体の写真を撮る人と写真から判定をする人を、ある程度役割分担して、ノウハウを持った人がより集中的に処理に当たるような仕組みを考えると、そういったことを含めて、全体として迅速化をどうやったら図れるかということを含めて、今後検討していきたいと思っている。

(大橋構成員) それで、検討していただく際に、基準と指針と、今、発言があったプラスアルファのいろいろな資料集的なものを充実させる作業を行うときに、国と地方公共団体が入るのはもちろんなのだが、後で議論に挙がるかもしれないが、保険とか、いわゆる民間でノウハウのある方もいるため、そこは総力戦でいろいろな方に検討に入っていて、広く知識が集約できるような形で何か検討をしていただきたいのだが、そういう体制づくりについては何かお考えか。

(内閣府) 調査手続は行政行為の根幹的な部分であるので、調査を幅広い方にやっていただこうとすると、資格とか、どういう責任をもってやるのかという部分をセットで議論をしないと、おそらく難しいと思う。判定員みたいな者を考えてみれば、例えば応急危険度判定については建築士が良いという話がある。

(高橋部会長) そこは後半のところでも本格的に議論させていただく。

では、今の①、②については、今の大橋構成員の指摘を含めて、運用の見直しというところをお願いし、あと、独自区分については、運用そのものに入れるかどうかをまた検討いただきたい。ただ、問答集みたいな形で通知を出すことはあり得ると思う。さらに言えば、運用指針の中になお書きみたいな形で入れることや、いろいろなやり方があると思うので、検討いただきたい。

【被害認定調査に関する民間保険会社との関係について】

(高橋部会長) それでは、民間の活用とか民間の地震保険との統一的な運用という論点について、これから議論したいと思うが、この点についてはいかがか。

先ほどの話で、写真を民間の地震保険の加入者に客観的に撮影してもらって、それを罹災証明に活用するようなことはあり得ないのか。

(内閣府) 写真については、関係府省で、大規模な災害が発生すると、罹災状況を把握する意味で、国土地理院や様々な機関で航空写真を撮影したり、いろいろなデータを取得したりする。最近であれば、九州北部豪雨でドローンを飛ばして、斜面の状態を確認したということがある。我々行政としては、どうしても、このように様々な制度を運用しているため余力がないことが多く、様々な機関が撮影したもので、これは結構量があるため、まずはそれを活用するという対応を検討していこうと考えているところ。

(高橋部会長) ただ、家屋の内部は撮影できない。地震保険の調査であれば内部も撮影されている。客観的な立場での状況の把握をどういうふうに位置付けるかは別にして、何か自分に有利なところだけ撮影して他は撮影しないということは、民間の地震保険の調査でもお願いすればあり得ないと思うので、そういう意味では活用するということはあり得るのではないかと思うのだが、いかがか。

(内閣府) ここは、個別の住家の被害の現行の基準や運用指針に係る部分なのだが、一定の行政的な基準を、先ほど私が申し上げた、明らかに全壊とか、そういったことを外観の写真で確認することで十分、迅速化が可能だと思うが、内部部分について、どれだけ写真で代替ができるのか、どういう情報でできるのかということ、それは写真に限らず、いろんな簡易な方法があろうかと思うが、どういう手法で、経済的な損害を各柱の部分といった調査項目で決めている現行の制度との置換えを行うのか、ということが課題になってくると思う。

実際、東日本大震災の時に浦安市で大規模な液状化現象が発生して家屋が傾いたときに、これをどういう形で迅速に被害を判断するのかということで、液状化対応の認定のルールを発災後すぐに決めて、実際に運用したという例もある。ケース・バイ・ケースでいろいろなやり方があると思うが、提案のあった写真の活用という話は、これまでの当方のアプローチの中で余り出てこなかった話であるため、何ができるかも含めて今後の検討課題として扱っていくということだと思う。

(高橋部会長) まず1点、財務省の説明にあったが、地震保険は運営費も含めて全部、保険料から賄っているということか。

(財務省) 然り。

(高橋部会長) 公費は一円も入っていないということか。

(財務省) 然り。全く入っていない。過去も現在も入っていない。

(高橋部会長) 承知した。それから、説明を受けて、制度そのものを、基準等を統一することは難しいというのはよく理解した。しかしながら、それでもなお、民間保険会社が調査に入った際に撮影したものについて、罹災証明に活用できる可能性はないのかどうか。そういう点について、どこかで検討の場を設けていただくことは今の時点で考えられないのかどうかということをお3府省に聞きたいのだが、いかがか。

(財務省) 地震保険制度を当方で所管しているが、今回、本当にお見舞い申し上げなければいけないと思うが、水害等の他の災害についても、損害保険会社が民間の火災保険の特約として同じように関わっているわけであり、それと地震保険だからといって特別な違いがあるとは考えられない。

何といっても、個別の調査結果を使うということになると、これは何かできることがあるのかどうか。先ほど金融庁からも話があったが、損害保険会社あるいは業界がどのような協力ができるのか。任意で協力できることについては彼らも協力するつもりはあると思うが、そもそもこの提案自体は個々の調査結果を罹災証明にそのまま活用するようなイメージであると今のところは認識している。そのまま活用するというのは、難しいのではないかと。損保業界もかなり明確な意思を持っていると思う。

(金融庁) 写真の話については、家屋の内部から撮ったものを罹災証明に活用する場合、検討にあたっての留意事項として、調査の基準が違ふこと、被災者の手続が地震保険への加入の有無によって変わってしまうこと、保険会社が苦情に対応しなければならないこと、という3点があり、さらには、家の中の写真を他の機関等へ提供するという事は、ある意味で契約者個人の情報を提供しているのと同じだ、といったような点についてもクリアしなければならないと思う。

他方で、空撮写真であれば、保険会社でなくても撮れてしまうということもあるので、意味合いは違うと思うが、いずれにせよ、保険会社が契約者から徴収している保険料の中で、撮影したものを流用しても良いのか。いろいろ検討すべき点があり、それなりにハードルはあるのだと思う。

(内閣府) 災害への対応は、公助、共助、自助という形になっていて、やはり公助という部分は最低限の税金を使ったベースである。ここだけでは足りないため、共助だ、自助だという形でいろいろウイングを広げて、全体で防災対策を、国家のレジリエンスの増強のような形を、現在進めているところ。

当方が、そのベースとなる公助の部分の制度を運用するに当たり、周りの共助を傷めたり、逆に活動しにくくなるということとなると本末転倒となるので、ベースの部分の維持しながら、全体が広がっていく形でないかと難しいと考えているところ。

(高橋部会長) 1点だけ、当方は何も提案をそのまま実現してくれとお願いをしているわけではなく、提案の方向で何かできないかを検討すること、端的に言うと、保険会社等も含めて連携のあり方を検討いただけないかということである。プライバシーの話については、同意を得た場合には地方公共団体に写真を提出できるとか、いろいろ工夫できる余地はないのかとお聞きしたい。ぜひ一度、連携ということで、全くできないのかということについて、公に検討いただけるような場を設置していただくのはどうかと思うが、いかがか。財務省、金融庁にお聞きするのが一番適切だと思うが。

(金融庁) 何かできないかということを検討するというのは、地方公共団体からそういう意見が出てきているところではあり否定しないが、検討する場合であっても、できることとできないことがあると思う。

(高橋部会長) 自分も原子力損害賠償で保険の話を勉強しており、保険会社にお願ひできる話とできない話は分かっているつもりである。その範囲でぜひ何かお願ひできることはないかということで、専門家を交えて検討いただくのが極めて重要だと思う。ぜひそういう場の設置をお願ひしたいのだが、いかがか。

(財務省) 先ほど地震保険に公費は入っていないという話を申し上げたが、さらに、水害であれば通常の民間の火災保険の特約で面倒を見ているわけであるが、そうした損害保険料の世界には全て、損害保険会社の利潤が含まれている。一方、地震保険の場合は、ノーロス・ノープロフィットの原則ということで、利潤が含まれておらず、さらに、コストの見積りを通常の損害保険に比べて低く抑えており、その意味でも、先ほど金融庁が申し上げたように、非常にデリケートな関係である。

少し語弊があるかもしれないが、民間保険会社なしにはやっていけないというのが地震保険の世界であり、その意味でも非常にデリケートな世界である。保険会社が査定を担っていることは事実であり、その範囲で何かこういうことならできるといことが全くないかどうかは今の時点ではよく分からないが、とにかく損保業界の意思というものが非常に大事だと思っている。

(大橋構成員) いろいろな話をいただいて、調査の共同実施とか、基準の統一化というのは難しいという話はあったのだが、例えば今、内閣府で、基準の簡素化とか迅速化とかということを考えている段階にあるので、そ

ここでいろいろな知見を入れる場合に、特に地震保険は勘所が良く、簡素に早く査定をするところについては民間の保険会社がノウハウを持っているので、そういう知見をもって、実施段階でやるには少し難しいという話があったのだが、民間の保険会社に基準策定段階で制度の検討に協力いただきたいということを、同じ災害を扱っているという公共性からもお願いできないかというのが1点。

あと1つは、地震保険加入者本人が保険料を払って地震保険という形で得たものを、例えば先ほどのいろいろな公的な支援の申請の段階で、それを保険加入者本人の同意をもって、その書類を地方公共団体に提出し、それをもって地方公共団体が、公的な制度については、それだけで決めてしまうと公権力を全部丸投げしたということになるので、そういった点を気にしつつも、どこかの段階はスキップできるという、何かの形で参照することにより社会的な手続ロスを避けるような制度設計を内閣府で工夫するという連携をしていただきたい。したがって、足かせにはしないで、民間を巻き込むような形で、機動性を妨げるようなことはしないが、そういう連携はできないかなと思ったのだが。

(金融庁) 保険会社を代表する立場ではないので、断言はできないが、前半部分の内閣府で、今後、罹災証明の基準を検討するところで、ノウハウ面で何か知恵を出すというのは、不可能ではないと思う。

他方、後半部分の地震保険の支払いで調査の結果を渡して、地方公共団体がそれを使って認定するということは、先ほど申し上げたように、保険会社が行った認定により公的な支援がもらえなくなってしまったのではないかとといった苦情が来るとか、そういったことを保険会社は懸念するのだろうと思っている。なかなか難しいと思う。

(大橋構成員) 例えば地震保険における被害認定がこれくらいで、現に保険金が支払われましたのでよろしく、というくらいに活用するとか、そういう積極的な利用は考えられないのか。

(金融庁) いずれにしても、地震保険の支払いというのは行政行為でなく、あくまで民間の保険契約に基づく判断であるため、それが何らかの形で罹災証明という行政行為に影響を与えるということをどう仕組むのか、なかなかイメージすることが難しい。

(財務省) 今の話に関して申し上げますと、おそらく、個々の被災者の方で、罹災証明の調査の際に、地震保険の調査やその結果に言及する方は今でもいると思うし、それ自体がだめだということは誰にも言えないと思う。ただ、それを制度上仕組むかということになると、話の種類が全く違ってくるのではないかと考えている。

(高橋部会長) 素朴に外から見ても、いろいろな協力があり得るのではないかと、という話はここだけでも出るので、ぜひ一度、検討の場を設置していただきたい。これは保険会社の意向もあるとは思いますが、参画するのか、しないのか。そこも含めて、この問題については事務局とさらに調整いただければと思う。

<通番 47：国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に係る制度の見直し（国土交通省）>

(大橋構成員) ドローンの飛行について、都市公園のように管理権を自治体を持っているような場所の上空と、持っていない場所の上空のいずれの場合も、行政指導を行って構わないということだが、三重県の例のように、管理権を持っていないが人がある程度集まるような自治体内の区域について地方公共団体が罰則付きの条例を制定しても、航空法で大臣承認を与えていることとは何もバッティングしないという理解でよろしいか。

(国土交通省) 航空法の目的は、航空機や無人航空機の航行の安全や、地上の方々の安全であり、それらの目的との関係で問題が生じない範囲であれば、私どもは何も申し上げる立場にないと思っている。三重県の例のような条例を制定することは既に行われているので、航空法との関係で特にこれを妨げるものではないと考える。

(大橋構成員) 三重県の条例は期間限定だが、地方公共団体が期間を限定せずに一般的な条例で制定することも構わないということか。

(国土交通省) 然り。

(伊藤構成員) 三重県の例の場合は飛行を禁止する形をとっているが、市町村が管理しない一般的な観光地等において、飛行を禁止するのではなく、関係市町村が情報を把握するために、飛行情報を市町村にも届出をさせるというスキームは考えられないか。

(国土交通省) 既に都市公園などでは条例で規定している例もあるが、管理権限が及ばないところについて、どういう条例ができるのかという点について、管理権限が及ぶ、及ばないの議論も地方自治体の場合はあると思うが、私どもは、はっきりと答える立場にない。例えば一定の区域について、地方自治体で何らかの目的を持って条例を定め、届出のような仕組みを作ることについては、特段、航空法との関係で妨げられるものではないと考えている。

(高橋部会長) その見解を何らかの形で明示することは考えられるか。

(国土交通省) どこにどのような形で公示するかということは難しい。明快な形で公示する方法として何があるのかわからないが、既に様々な地方公共団体が、種々の目的でいろいろな条例を定めている。そのことについては、それぞれの地方公共団体が自主的な判断でやっていることなので、我々が何か物を申し上げることではない。改めて我々が何らかの形で意思を明示することは如何なものかと考える。

(高橋部会長) 事例集、条例集のようなものをホームページで公表する等は如何か。

(国土交通省) おそらく可能であると思う。

(高橋部会長) 事務局は如何か。

(五嶋参事官) それは地方公共団体にとって、大変参考になると思う。

(高橋部会長) ホームページにおいて、航空法とは関係なく自治体が自主的に取り組んでいる条例の紹介といったことをやっていただくと、地方公共団体にとっては参考になる。

(国土交通省) 許可・承認の進めの中で、法令上の基準ではないが、例えば、「第三者の土地の上空を飛ぶのであれば、その了解をとっておいたほうが良い」とは伝えるようにしている。卑近な例だが、港の上を飛ばしたいのであれば、「港湾管理者の了解をとってください」といったようなことはこれまでもお願いしてきており、その一環として、「このような条例があるので、きちんと留意して飛ばしてください」というようなことは当然可能。

(高橋部会長) 私は専門ではないのでわからないが、新しいシステムが地方公共団体の希望に合うシステムかどうか、どこかで地方公共団体の意見を聴く場を設けていただくようなことは考えているか。

(国土交通省) システム自体は、専門の方の意見をいただきながら、どのような形で作っていくか検討することとしているが、そのプロセスで地方公共団体の方に入っていただくことは今のところ予定していない。しかし、地方公共団体が必要になると考えられる情報については、「いつ、誰が、どこで、何を飛ばすのか」と思うので、過不足はないと考えている。このシステムはそのような情報を共有するために作るのだから、その点について、情報量の過不足はないのではないかと。

(高橋部会長) そこは地方公共団体に聞いてみないとわからない。現に、ドローンが飛んでいたときに、それが許可を受けているドローンだと現認できるか、という微妙な話があるのではないかとと思うが。

(国土交通省) このシステムでは、許可・承認を受けているものも受けていないものも含めて示そうと考えている。

(高橋部会長) 捕捉ができて、飛行情報が共有できるシステムということか。

(国土交通省) 然り。

(高橋部会長) 無許可のものを、どうやって捕捉するのか。

(国土交通省) 許可自体も、特定の日時の飛行を対象に許可しているわけではないので、実際にリアルタイムでどこを飛ぶかということは、許可・承認の段階ではわからない。そこを捕捉するために、こういった形で飛行情報の共有システムを作ろうとしている。一定の確度を持って、無許可のものをどこにどうやって載せるのかということはシステムを作る中で考えなければならない大きな課題の一つであるが、飛行情報共有システムの基本的な考え方は、許可・承認を受けているものも受けていないものも、きちんと捕捉をしようということである。

(高橋部会長) 繰り返すが、システムを組むのは専門家の範囲だと思うが、それを活用するユーザーは、別に地方公共団体だけに限らない。今回、このような提案が出てきたこともあるので、ぜひユーザーの立場で使い勝手の良さという観点から、どこかで地方公共団体が意見を言える場を持っていただきたい。

(国土交通省) 少し検討させていただきたい。

(高橋部会長) システムはもう完成しているのか。

(国土交通省) まだ完成していない。ある程度形になっていけば、それを示して意見をいただくことは可能だと思うので、そのような機会を作るよう心がけたい。

(高橋部会長) 事務局を通じて、どのような形が可能か少し調整してほしい。

(大橋構成員) 本件は、地方公共団体が、自分の区域内の特定の場所を飛んでいるドローンが、果たしてどのドローンかわかるくらいの具体的情報が欲しいということであるが、今のホームページでは、そこがわからない。システムイメージもかなり広域なので、そこは具体的にお示しいただきたい。

(国土交通省) このページ自体は割と大きっぱなのだが、拡大すると、もう少しローカルに詳しい情報が入るよ

うな設計にしようと考えている。

(大橋構成員) このシステムで、そういった目的が機能的にかなり達成できるのであれば良いが、もし具体性がつかないものとなると、やはり個別にそちらからの情報提供により補完していただかないと、今回の提案に応じることは難しい。

(国土交通省) この飛行情報共有システムは、地上の方もそうだが、実際に有視界飛行で飛行機を飛ばされている方などの利用も予定しているため、ピンポイントの情報がないと使い物にならない。そのため、なるべくピンポイントに近い情報ということでシステム設計を進めようと思っており、地方公共団体の方のニーズに合う程度の精度は多分出るだろうと考えている。

(高橋部会長) とにかく一度地方公共団体の意見を発注前と発注後に確認できるよう、事務局を通じて、どのような方法が可能か調整いただきたい。

(大村次長) 自治体の条例が抵触しない範囲で今回示されているようなことが可能である旨については、ホームページ等で周知していただけたという話だが、ホームページに載せただけでは地方公共団体もなかなかわからないので、通知をしていただいているケースがよくある。技術的助言としての通知だが、特段、今、何もきっかけがないので、いきなり通知を発することが国土交通省として難しいということであれば、我々内閣府と連名で通知するという手もある。その辺は事務局とも相談をさせていただきたい。

(国土交通省) もちろん相談させていただくが、私どもの認識としては、こういった条例は、航空行政との関係では、ある意味、参考情報の側面がある。それを私どもが主体的に通知するのも若干如何なものかという感じがする。どういう形でお知らせが可能かということは、十分考えたい。

(高橋部会長) その辺も含めて事務局とよく調整してほしい。

<通番4-③: 子ども・子育て支援新制度に関する見直し(支給認定の見直し)(内閣府)>

(高橋部会長) 2号と3号を分ける意味について、3歳になった時点で幼稚園か保育かの選択ができるということだと御説明を承ったが、保育に欠ける子供、つまり3号の子供が1号になるはずがない。そこで選択ということがあり得るのかということだが、そこはいかがか。

(内閣府) 多くの場合は、保育所に預けている方は、いわゆる保育ということだと思うが、3歳になった時に幼稚園に行きたいという人がいないかということ、そうではない。もう少し教育に重点を置いたところに行きたいということもあると思われる。大半は保育ということなので職権での変更を入れて、一貫通で認定して良いということ運用上やっているが、サービスを受ける権利という面から見れば、満3歳になると教育のほうに重点を置いた施設に通うことも可能なので、そういう状況になったと周知することは、基本的な権利というか、サービスを規定した基本的な部分として意義はある。

ただ、大部分の方はそのままであろうというところはある、その辺は運用でできる限りの事務の簡素化というのは考えている。

(高橋部会長) 客観的に保育に欠けているため3号認定を受けていらっしゃる中で、2歳11カ月30日においては保育に欠ける状態が、満3歳になった途端に保育に欠ける状態ではなくなり、幼稚園に行くことについて、想像することが難しい。

(内閣府) 実態として、3歳になったとき、御本人の就労の事情や、御本人がどう選ぶかによる。実態上も特に都心部で多いと聞いているが、3歳を機会に保育所から幼稚園に変わるという保護者は決して少なくない。

(高橋部会長) 3号まで受けて1号に移りたいという方がいらっしゃるの分かるが、2号と3号を分けている理由は、1号に移ることがあり得るということ、保護者の方に認識していただくために2号と3号が分かれているということか。

(内閣府) その通り。1号、2号というのは法律上の制度だが、この区分によって利用者負担が異なる。カテゴリーによって、受けられるサービス、保育料の負担額についても一連で決まるので、意義はある。区分が変わる際、大抵の3号の子供は、そのまま保育が必要ということであれば2号になる。ただ、遠足や運動会がある等の理由で、幼稚園的な施設の方が良いという方は実際にいらっしゃる。そういう方に、1号に行くこともできると示すことは、可能性としては閉じてはいけないことで、教えてあげることは必要である。

ただ、必要のない人にまで一律に対処するのは、市町村内の事務処理が面倒等の面もあるので、運用上

の簡素化なり集約化については、検討の余地はある。

(高橋部会長) 1号に移る機会があることの保障という点では、2・3号を分けなければその機会がないわけではなく、3歳になったときに状況に応じ3号から1号に移れるということは何らかの形で周知する機会があれば、2・3号を分ける意味は、今の話でも余りないのではないか。そこは御検討いただきたい。これから施行後5年ということで、そろそろ時間も経ってきたところであり、総合的な見直しの機会とすることはできないのか。

(内閣府) この法律の附則に基づいて5年後に見直す方向で、一般的にいろいろな御意見が出ており、我々も把握して見直していくことになっている。

(高橋部会長) 自治体の提案を受けて見直しの機会を持っていただきたい。

もう一点、今の御回答で、それぞれの期間を明示することとあるが、つまり、3号認定を受けた段階で、これから何カ月も3号、ここからは2号という認定をされるということか。

(内閣府) 3号というのは基本的に3歳までなので、そこで切り替わる。

(高橋部会長) そのときに支給基準が、要するに支給認定額が変わるということであるが、あえて2号・3号を分ける意味はどういうところにあるのか。システムで完全に組んでしまえば事務負担はないという御意見か。すなわち、3号から2号に切りかわる上で、そのようなシステムの元では、ほとんど事務負担はあり得ないという御見解か。

(内閣府) そこはFAQで自治体の御提案も踏まえた上で今申し上げたようなお示しを行っているが、さらに何ができるかということは、検討の余地があると思っている。

(内閣府) 補足すると、利用権に関わることであるから、満3歳を超えた時に利用できるサービスについて、権利として変わることになる。実態が変わらないから良いではないかという意見もあるが、サービスを利用できる権利が変わることによって、その利用者負担等も変わっていく中、基準をしっかりと決める必要がある。

事務が煩雑にならないよう工夫するという面では、途中でクラス替えをしたりはしない等、実務上行われている。そのような形で実際上の法律上の権利・義務等、負担関係は、決められなければいけないし、実務面で負担にならないための工夫についても考える余地がある。

(野村構成員) 給付を伴う権利の場合、権利の有無と、それに伴って受給される量という2つの問題がある。前述の権利については、保育の必要性があり、保育所に行くかどうかという権利が、むしろ利用者としては重要である。その中で、量がどのぐらいになるのかについては、年齢や状況によって決まると考えればいいのであり、保育をする権利を区分する理由は、それほど大きくないのではないか。

(内閣府) 満3歳になると1号に移る可能性もある。幼稚園に行きたいというニーズもあるので、そこを何も言わずに通り過ぎて良いのかというところ。

(野村構成員) それは本人の選択の問題。そういうものがあるかどうかということの認識、周知の問題であって、2号・3号を分けなくても、1号に行く権利というのは本人のニーズに合わせて、あるいは周知徹底することによって保障することができる。何もそこを無理やり連動させる必要もないのでは。

(文部科学省) もう一点、2号と3号については、保育料の値段も違う。

(野村構成員) 量の問題である。保育の必要性があって、保育所に行くことができるという権利の問題と、年齢によって例えばどれだけの量をもたらえるのかという問題は別である。年齢によって変えていけば良い。行く権利はあり、そこで2号と3号を分ける必要があるのは量の問題だとおっしゃっているが、年齢で明確に分けることができるわけだから、あえて認定を取らなくてもいいのではないか。

(内閣府) もともと申請主義で行っており、一つ一つの申請行為を求めているところもあるので、職権を用いてある程度割り切って行っていく。ただ、前提として受給権というものがあって、どこまで職権で行うことができるかも考えている。なるべく事務を簡素化し、御本人の受給権保護を無視しない範囲で職権もを行い、そしてまた事務の簡素化ということでFAQもお示ししているところ。さらにもっと事務の簡素化ができるかについては考える余地がある。

(大橋構成員) このFAQについて、今回の提案が出てきているということは、このFAQの一括の指定を用いて職権での変更手続を簡素化することができるということが必ずしも伝わっていないので、しっかりアナウンスすることが重要。和歌山市だけで年間1,300件取られているこの手続がなくなれば、大変ありがたい。

その際に、4月1日等に一括でやれば、こういうことがクリアできるということ、あるいは、これを一

括指定という考え方は、3号と2号に並行して申請していることになる。であるなら、例えば書類等の管理の面が二重になるという点で、まだ手続の簡素化はされていない。そこで変更することが分かっているのであれば、申請手続の一括についても考えていただくなどして、そこが楽になれば自治体と申請者の両者が楽になるので、このFAQの応用問題として考えていただきたい。

(高橋部会長) 申請主義についてだが、年齢は、本人の意思に関わらない話であり、申請主義だからそうならざるを得ないという話は、私には理解できない。2号と3号という客観的な区別のために、事務煩瑣という点で自治体は非常に苦労している。

1号に移れることができる機会は、周知の問題であるから、施行後5年見直しの段階で自治体の2号・3号の区別による事務負担ということも踏まえて、どのように制度設計するかについて、真剣に御対応いただきたい。5年後の見直しというのは、具体的にいつからか。

(内閣府) 平成27年4月に施行されてから、まだ3年目の制度であるので、5年後だと平成32年である。

(高橋部会長) 5年経ってからの見直しではなくて、5年目を目途にということなので、それは検討等を5年前からすればよいのでは。

(内閣府) 施行状況を見てということで、まだ27年度、28年度、フルの年度で言えば2年度という若い制度なので、色々な課題がある。

(高橋部会長) 29年度だから、既に大体2年半経っている。そこら辺をどのように表現するかも含めて事務局とよく御相談いただきたい。

<通番 11-①: 学校給食費の徴収に関する見直し(児童手当における学校給食費の徴収権限の強化)(内閣府・文部科学省)>

(高橋部会長) 学校給食費は債権としての性質及び立法政策によって公債権か私債権かが決定される。現行では、学校給食費は学校で提供している給食サービスの対価であるため、公債権に位置づける根拠はあるのではないかと。また、学校給食費が強制徴収できるようになれば、自ずと学校給食の会計処理も公会計に統一されていくのではないかと。学校給食費の公債権化は学校現場において需要があると考えられるが、何か公債権化を阻む問題があるのか。

(文部科学省) 行政実例としても昭和30~40年の間に地域の実態に合わせて会計処理を行うように通知を发出している。学校給食法では食材費が保護者の負担であるが、当該費用が給食サービスの対価か受益者負担かは現在も国として整理をしてはいない。

(大橋構成員) 学校給食費における債権の性質が論点ではないかと。学校給食費の滞納額が高額化しており、財産管理の観点から看過できないこと、保護者の給食費の支払いに差異があり教育現場で不公平感が生じること、教職員が徴収事務に時間と労力を費やすことで教育の質が低下すること等から、学校給食費を法制的に公債権として位置づけていただきたい。

(文部科学省) 我々も現場の諸問題を認識している。ただ、私会計で処理している自治体が公会計に移行できない事情があり得るため、一括して公会計化していいのか丁寧に検討すべきである。事務負担の軽減に資するもの、もしくは今からでも現場の諸問題を改善できるものは、我々も進めていきたいし、検討を進めていきたい。

(高橋部会長) 一括してというのは、自治体ごとに会計処理を選べるということか。

(文部科学省) 然り。強制徴収の可否については内閣府の所管であり、当省としては発言できない。なお、公会計化するかどうかは、自治体の判断としている。(高橋部会長) 本提案は、公会計化だけの話ではなく、学校給食費の滞納金を強制徴収できるように包括的な制度の見直しを求める提案であるため、御検討願いたい。

(文部科学省) まずは学校給食を公会計化しなければ、強制徴収はできないのではないかと。

(高橋部会長) 学校給食費を公債権に位置づけることで、必然的に自治体の公会計化が進むのであって、会計処理は別の問題ではないかと。

(大橋構成員) 学校教育法を改正し、強制徴収ができる債権として位置づけていただきたい。

(伊藤構成員) むしろ、学校給食費を公債権化していないため、私会計で処理する自治体が存在する。学校給食法を改正し、強制徴収が可能な公債権として学校給食費を位置づけることで諸問題は解決するのではないかと。また、児童手当を受給していない悪質な学校給食費の滞納者からも確実に徴収したいというのが提案の趣旨である。

(文部科学省) 当省としては公債権化と公会計化のいずれを優先すべきか整理できていない。

(高橋部会長) 公債権化を優先すべきである。

(文部科学省) まずは私会計で処理している自治体に事情を伺いたい。

(小谷参事官) 公債権にするかどうかを検討していただきたい。私会計かどうかは関係ない。

(高橋部会長) 強制徴収公債権化されれば、自治体の会計処理は公会計化される。仮に強制徴収を一律にやっ
てはいけないのであれば、強制徴収の方法を工夫していただきたい。また、学校給食費が負担金か利用
料かという議論があり、受益者負担金は法律で強制徴収できる制度が多々ある。立法政策としては強制徴
収公債権化が可能と考えられるが、いかがか。

(文部科学省) 自治体の議論も聞きながら検討したい。

(山本構成員) 学校給食費が受益者負担金であれば、強制徴収の可能な公債権であり、公の施設における利
用料であればむしろ契約ではないか。

(高橋部会長) 学校は公の施設である。公の施設の利用料であれば地方自治法で強制徴収ができる。

(山本構成員) 学校給食費は私債権だと言われているが、何に基づいて費用が発生しているのか。学校給食
費の支払い義務は、何に基づいて発生していると解釈しているのか。

(文部科学省) 私契約に基づいて費用及び支払い義務が発生している。

(山本構成員) 保護者と学校又は市町村の間で契約が締結されているのであれば、契約の締結を保護者は拒
否できるということか。

(文部科学省) 拒否できる。

(高橋部会長) つまり、児童・生徒に給食を食べさせないという選択肢があるということか。

(文部科学省) 例えば児童・生徒がアレルギーを有する場合に拒否できる。また、学校設置者は給食を提供
しなければならないという義務付けはない。いずれにせよ、学校給食における諸問題の認識については貴
室と共有していると認識している。本提案について何ができるか、どこまでできるかを検討させていただ
きたい。

(高橋部会長) 自治体の意見を聞いて、次回のヒアリングまでに整理していただきたい。

(大橋構成員) 教育現場の諸問題の解決のため、御検討を願いたい。

(文部科学省) 承知した。

(高橋部会長) 内閣府においても御検討いただきたい。

(内閣府) 承知した。

<通番2：放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」等の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 中学校卒業者に対する人員資格基準について、提案を実現する方向で検討いただき、2次ヒア
リングまでに結論を得ることはできるか。

(厚生労働省) 中学校卒業者については、プライバシーに関わるので悉皆調査を行うことは難しく、事務局と相
談した上、提案団体の協力を得て、速やかに状況を把握したい。

(高橋部会長) 児童厚生員について、認定資格研修と同一のものではないため受講免除は困難とのことだが、フ
ォローアップ案件で、認定資格研修の科目の在り方を検討することになっているので、併せて科目免除等も検
討することはできないか。

(厚生労働省) フォローアップ案件として、保育士等の国家資格の保有者や子育て支援員に対し、認定資格研修
の受講科目について緩和を求める提案がある。今年の提案は、児童厚生員研修という民間資格の保有者に対し
て、認定資格研修の受講免除を求めるものである。児童厚生員研修は、民間団体が内容を年度により変更等し
ており、認定資格研修と同一の内容ではないため、一部科目の免除は難しいと考える。

(高橋部会長) 児童厚生員研修と認定資格研修の内容を比較して重複している場合、免除することはできないか。
児童厚生員研修の内容を精査しなければ、免除できるかどうか判断できないと思料。

(厚生労働省) 検討はするが、様々な団体が各地で児童厚生員研修を実施しており、科目の免除を認めた場合、
認定資格研修を実施する自治体の事務負担についても考慮しなければならない。

(高橋部会長) 2次ヒアリングまでに検討していただきたい。併せて、フォローアップについても確実な実施を
願います。次に、人員配置基準については、いかがか。

(大橋構成員) 利用児童が多いクラブについて、支援員2人以上の配置が必要であることは理解するが、人材不

足のため、現行では放課後児童クラブが実施できない自治体からの提案もある。利用児童が少ない場合にも支援員2人以上の配置が必要とされる現行基準の要件は、厳しいのではないか。

小規模で実施する場合も、異年齢児への対応のため支援員が2人以上必要だという見解があるかもしれないが、小学校の複式学級で異年齢児対応を行う場合に、子ども16人に対し教職員1人を配置することが許容されている。同様に、利用児童数の要件を設けることで、支援員1人による対応も可能ではないか。

小規模な放課後児童クラブでは、放課後児童クラブの利用を希望する保護者が多くいるにも関わらず利用できない状況が生じており、放課後児童クラブの量の拡充を目指す自治体にとって、現行の基準が足枷となっている。

放課後児童クラブは、元々地方が実施していた内容を国が制度化した上で、拡大していく段階である。整備を行う過渡期に、厳しい基準が設けられ、運用の柔軟性が失われることは、基準の在り方としていかなものか。

(厚生労働省) 現行で、利用児童20人未満のクラブについては、支援員1人の他、もう1人は同一敷地内の他の事業所、施設等と兼務しても構わないこととしている。

(大橋構成員) 物理的に兼務要件を満たすことができない自治体もある。現行では原則2名が必要であることを前提として配置基準の緩和がなされているが、小規模なクラブ等で2人配置が必要かどうか再度検討すべき。

現行では、従うべき基準とされているため、自治体の運用による工夫で対応できないことが提案の基礎にある。ぜひ前向きに基準の在り方を検討していただきたい。

(厚生労働省) 提案団体や支障事例が複数あるので、提案内容を踏まえて、どのような在り方が考えられるか事務局と相談して進めていきたい。

放課後児童クラブについては、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が創設され、関連する様々な団体等から、子供にとって安心して安全な生活の場での支援を求められている。

また、異年齢児への対応のため、複数配置を必要とすることは、専門委員会の検討を経て決定された経緯がある。放課後児童クラブへの不審者侵入事件が生じていることから、周辺事情を勘案しながら検討してまいりたい。

(大橋構成員) 保育所の待機児童問題が大きく取り上げられているが、保育所を利用している子供が小学生になった際の受皿確保についても社会問題が生じているため、経過措置を設けることも含め、従うべき基準の見直しを検討していただきたい。

(高橋部会長) 国が参酌基準で望ましい方向性を示し、当面、自治体で参酌基準を踏まえた措置をすることはできないのか。

(厚生労働省) 子ども・子育て支援新制度が創設されて3年目であり、自治体の運用上の支障については真摯に対応していきたいと考えている。

しかしながら、平成29年3月の不審者侵入事件では、支援員1人が子供を連れて外に逃げ、もう1人が近隣の者を呼び、大事に至らなかった。有事に2人の職員が必要であることは、子供を預かる以上は変えられないものと思料。自治体の実情と子どもの安全性の両者を踏まえた上で、参酌化は困難。

(高橋部会長) 複式学級では、教職員1人の配置により対応することが可能であり、同様に放課後児童クラブについても、従うべき基準を見直すことができないか。

(厚生労働省) 学校には、事務職員、教頭や授業をしていない教員がおり、有事には、当該者が対応に当たることができる。学校と放課後児童クラブでは、運用状況が異なると思料。

(高橋部会長) 放課後児童クラブの場合も、有事の対応ができる者がいるケースがあるのではないか。

(厚生労働省) 放課後児童クラブの実施場所は千差万別で、必ずしも学校の中にあるわけではなく、放課後児童クラブ単独の建物で運営している場合もあるため、一概に整理することは困難。

(高橋部会長) 様々な運用実態がある中で、従うべき基準として一様の運用方法が定められているのは不合理ではないか。

(大橋構成員) セキュリティ対応が厳しく求められていることは理解するが、セキュリティ対応を支援員2人のうちの1人が果たす必要はないと思料。複式学級で教職員以外の者が対応できるのと同様に、放課後児童クラブが周辺の事業所等と協定を結ぶことにより、緊急時に対応できる体制を整えた場合、支援員1人の配置を認めることができるのではないか。安全面の確保について、代替機能により補完できることを示す場合には、柔軟な運用を認めていただきたい。

(厚生労働省) 利用児童 20 人未満場合の兼務特例については、柔軟に運用できる部分もあると思料。提案内容を詳しく分析し、自治体の支障が解決できるようにしっかり検討したい。

(大橋構成員) 自治体の置かれている状況にも配慮した上で、検討をお願いする。

(野村構成員) 現行で、基準省令第 10 条第 3 項第 9 号により、支援員の基礎資格を高等学校卒業者等に限定している理由は何か。

(厚生労働省) 支援員の基礎資格は、児童館等で働く者に対する「児童の遊びを指導する者」の資格を参考に制度設計されている。児童の遊びを指導する者について、高卒要件が設けられているという経緯がある。

実際に、どのような局面で高卒の知識が必要かについては、申し上げにくいですが、各種研修を受講する際に、高卒程度の学習内容が反映される局面があり得るかもしれないと考える。

(野村構成員) 義務教育を修了した者であれば、各種研修の学習内容に対応できるのではないかと。現に高卒以外の方が、放課後児童クラブで活躍しており、有意でない高卒要件が足枷になっていると思料。

(厚生労働省) 高卒要件を定める現行の資格基準について、課題があることは認識しているので、調査をさせていただく。

(大橋構成員) 制度創設以前から、高卒以外の方が放課後児童クラブで活躍しており、実際に今まで支障なく、運用しており、経験豊富な中卒者が支援員になる道が閉ざされないよう、自治体の見解を汲んでほしい。

(野村構成員) 支援員については、様々な経験を積んだ上で放課後児童クラブで働く方が多いと聞かすが、支援員の募集の際に高卒要件が示されることで、中卒の方が放課後児童クラブでの勤務を諦めることになる。放課後児童クラブの基準制定時に参考にした制度があること以外に、合理的な理由は考えられないため、撤廃すべきだと考える。

(高橋部会長) フォローアップ案件については、平成 30 年度末までに結論を得られるよう検討中とのことだが、平成 30 年の閣議決定までに結論を得ることはできないか。

(厚生労働省) 自治体への周知期間を設けるため、閣議決定では、平成 30 年度末までの期限を設けている。平成 30 年度末まで結論を得られないという意味合いではない。

(高橋部会長) 現在見直しを行う方向で検討していただいておりますが、平成 30 年度半ば頃には、平成 30 年 12 月の閣議決定に間に合うよう結論を得た上、施行期間を含めて措置を行うという趣旨でよろしいか。

(厚生労働省) 現在調査中であり、見直しの可否を申し上げる段階ではないが、調査した結果、見直しを行う場合、年度末の閣議決定に間に合うよう結論を得る。

(大橋構成員) 研修の一部科目免除について、資格認定を行う自治体の事務負担が増大するため困難との説明があったが、提案団体では人材不足が深刻であり、多少事務負担があっても人材を活用したいと考えているのではないかと。自治体の事務負担が増大することは実施できない理由に当たらないと思料。

(厚生労働省) 自治体の意見を聴く等して検討したい。

(大橋構成員) 2 次ヒアリングまでに、事務局と共同して実情の確認等を精力的に行い、検討していただきたい。

(厚生労働省) 承知した。

<通番 4-②: 子ども・子育て支援新制度に関する見直し(満 2 歳児の支給認定の見直し)(内閣府・文部科学省)>

(高橋部会長) 提案団体からは、年度当初から入れば、クラス編制や、色々な形で全体としての運営がより容易になるのではないかとということで、そういう受入れが可能な制度を作っていただきたいという提案を承った。内閣府の方向性としては、一時預かりや拠点事業という形で展開しているし、2 歳児の受入れについても促進していくという認識でよろしいか。

(内閣府) 2 歳児の子育て支援を充実していこうという意味ではそのとおりでありますが、2 歳児を施設型給付、特に幼児教育、幼稚園を 2 歳児からというのはどうか。集団的な教育である幼児教育を 2 歳児からスタートすることについては、もう少し大きな議論をしないといけないと思っている。2 歳児の地域での子育て支援については、充実していこうという方向性である。

(高橋部会長) 大きな議論が要するという事は、政策的にはあり得べしという認識という話か。検討課題であり得べしと。

(文部科学省) 2 歳児の幼児教育は、平成 14 年に構造改革特区で一度実施したことがある。平成 19 年度に法改正をしたが、結局は廃止した。廃止の理由としては、幼稚園は集団で生活をして教育をするという形だ

が、2歳児は大人との関係、依存性が非常に大きいので、集団教育をするという3歳児以上の幼児教育のやり方にはなじまないし、むしろ別の仕組みで対応した方がいいのではないかという結論が出たため。平成19年に廃止された段階から、特に大きな変更はないと考えている。

(伊藤構成員) 大きな変更はないという話だが、やはり構造改革特区の取り組みから10年以上たっており、この間、新制度の開始や待機児童問題の深刻化、あるいは就労世帯の増加等、様々な環境変化があった。確かに、2歳児を幼児教育に入れるのは難しい面があるかもしれないが、例えば年度の後半部分に誕生日が来て3歳になる子と、年度の当初のかなり早い段階で誕生日が来て3歳になる子と、発達の状況は相当違うのではないか。そういった面できめ細かく考え、制度を新しい形で入れ込む余地について、検討いただきたい。

(文部科学省) 年度前半、年度後半という話だが、子供によって発達の状況は異なり、一人一人で見れば差が出てくる。平成14年以降に実施した特区の段階で、満2歳になった後、最初の4月1日に一斉に2歳児クラスとして受け入れるという形をとったが、前述の結論が出たところ。一方で、就労世帯の大幅な増加等への対処については、文部科学省としても、幼稚園が活用されるべきと考えている。私学助成を用いた幼稚園での一時預かりや、今度、子育て安心プランに盛り込まれた認定こども園も含め、2歳児の預かりを推進していく姿勢は、私どもも共有している。

(伊藤構成員) そういう特区の経験がある反面、今度はこの新制度のもとでの経験に基づいて、今の提案が出ている。そして結局、3歳になったのを契機に、子供たちが合流して、進んでいくような学年になる。学校からは、集団教育に際して、行事に参加できる子と参加できない子がいるといった弊害等、現場の意見が出てきているが、何とか改善できないか。

確かに、一時預かり事業や子育て支援拠点事業はあるが、これは子供が一日いて一緒に学ぶというより、ちょっと集まってきて一時的に疲れを癒やす、あるいは相談に乗るといった形。3歳以降に予定されている恒常的なものとは違う形のサービスとして組み込まれている。

提案は、現在行われている、4月からまとまった形でなされるクラス編制とは違う形になってしまっている点等について改善するため、施設サービスを提供できないかというもの。全く関係ない人を入れるのではなく、早晚その年度には誕生日を迎える子を入れるので、2歳児教育といえば2歳児教育だが、その年に3歳になる子の教育内容を、今より一歩進めたいということで、3歳教育の問題でもあると思う。特区の経験はあるとしても、そういう観点から見直すことが必要ではないか。

(文部科学省) 学校教育基本法上、幼児教育は満3歳以降とされており、3歳になった後の4月1日に入ってくる形ではなく、3歳になった日から少しずつ入ってくるという形には一応できるが、実際には4月1日に入ってくる児童が多いというのが現状。こちら側の制度の仕組み方もあると思うが、一方で、特区は子供の発達段階として2歳児は幼児教育というスキームではない方が適切との結論が出たと考えている。基本的には、3歳児以降に幼児教育を受ける方が、子供の発達にとっても一番良いのではないか。

(高橋部会長) 3歳になった時に少しずつ入るのではなく、年度当初に入るといった点については、どのような趣旨か。

(文部科学省) 先ほど大橋先生から繋ぎの話が出たが、4月1日に入る方法や、3歳の誕生日になれば幼稚園に入れるので、そういった方法でも、どちらでもできるという趣旨である。

(大橋構成員) 3歳を迎えて4月に入ると、結局、3歳になってから4月までの教育機会はなくなってしまうのではないか。

(文部科学省) そこは組み立ての仕方による。

(高橋部会長) 3歳の誕生日前に、少しずつならし的に入るような方法や、制度設計はないか。

(文部科学省) 制度の組み立てとして、今できるのは3歳以降の4月1日というやり方をとっている。

(高橋部会長) そうではなく、3歳になる年度の4月にならし的な入園を認めるようなものはないか。

(文部科学省) それは独自でやっていただく形になる。

(大橋構成員) 制度上、年度途中しか入園できないのであれば、環境に馴染むかという点で、親が区切りのいいところまで無理して待つような事態もあるのではないか。4月から入れるとしたら、2歳で入って、ならしながらその年度で3歳を迎え、3歳教育を全うするという選択肢もあるのではないか。今のやり方では、逆に途中で入りにくくなる。これは現場で子供を預かっている人から、実際の教育に際し実感して出てきた提案。机上の空論ではなく、今の仕組みだとやりにくいということが根底にある。構造特区で結

論が出たからと言って締め切るのではなく、その後の10年の経緯の中で問題が出てきているのだとすれば、支障と向き合って、制度改善等を図る契機を今回作っていただけませんか。

(文部科学省) 例えば一時預かりのような形で、3歳児になる前の段階で受け入れて園の環境になじんでもらう等、既存のやり方で対応できる。

(大橋構成員) それは一時預かりとは言えないのではないかと。一時ではなく、ならしのために定期的に3カ月くらい前から入るとのこと。

(文部科学省) 一時預かりで、ある程度定期的に受け入れることは可能とする。

(内閣府) 一時預かりは、地域の実情に応じてそのような使い方もできる。一時と言っているから本当に1時間、2時間ということではなく、一時預かり制度を活用してならしに使うのはあり得る話。

(高橋部会長) 指針か何かで、そのような使い方もあり得ると明記されているのか。

(文部科学省) 今回、子育て安心プランの中で、幼稚園における2歳児の受け入れを進めようとしており、その中で、一時預かり事業によって2歳児を定期的に預かる仕組みを創設すると書いている。

(高橋部会長) 既に創設されているのか。

(文部科学省) 今回はこれをより確実なものにするというわけではないが、一時預かりは、月に1回だけ、例えば病気になった時しか使えないというのではなく、長時間、あるいは夏休みの間でも利用できる。一時という名ではあるが非常に柔軟な制度なので、そういった中で対応させていただく。

(大橋構成員) 預ける親からすると、入園という形であれば、子供をずっと恒常的に置ける。そのような意味での安定した利用枠というか、その辺の継続性や恒常性のような観点から利用保障のようなものはあるか。

(文部科学省) 今は定期的に預かることは、推奨はしていない状況である。

(大橋構成員) 制度の趣旨が違うということか。

(文部科学省) 子育て安心プランの中で定期的に預かる仕組みを創設と書いている。

(大橋構成員) 補完としては意味があると思うが、恒常的に預けようと思っている方からすると、保障がない形。もう片方は、交流をメインに置いたような事業であり、この2つは要望に合わない事業ということになるので、この提案が出てきたのではないかと。

(高橋部会長) 具体的に考えて、どのような利用形態がこの制度のもとで可能かを明確にする中で提案団体の趣旨がどれだけ盛り込めるか、もう少し引きつけて2次ヒアリングまでに明らかにしていただきたい。そこは事務局ともよく相談していただきたい。園行事のクラス編制等についても、自治体の提案における要望の一つと考えている。定期的に、一時預かりのメニューの中で、このようにできるといったことをはっきりさせていただけると、方向性としてより良いと考えるがいかがか。

(内閣府) 2点だけ補足させていただく。1点目は、基本的には今の施設型給付、特に幼稚園の入園の年齢を満3歳ではなくて満2歳からにするという、制度のたてつけを大きく変える問題であるため、まずは基本的な議論が必要。

もう1点は待機児童の問題。特に都市部において待機児童をどう受け入れるかということで、保育の必要な児童をまず幼稚園で受け入れてもらうことがプライオリティーは高い。提案にあったのは、保育を必要としない2歳児についてだが、我々としては保育の必要な2歳児をできるだけ幼稚園でも受け入れて、都市部の待機児童解消に少しでも資するような一時預かりの活用を提案している。我々としては、まずは保育が必要な2歳児の受皿をどう拡大するかということのプライオリティーを、高く持っているところ。

(小谷参事官) 特区の経緯は承知している。特区の検討では、2歳児は集団教育になじまないというのが結論だったということだが、実際に2歳児が4月1日になっても特段支障はないという認識で今回の提案が出てきている。今、制度上3歳となっているのは全くそのとおりで、これを動かすのは非常に大きな話であることは承知している。特区の時に結論が出ているこけをもって議論を終わりにせず、2歳児は集団教育になじまないという意味なのか、それとも財政面も含めたトータルの議論が必要という意味なのか、その辺りも含めて教えていただきたい。

特区の提案も、残された記録を見れば、文部科学省としても2歳からの受け入れに前向きだったように思うが、突然最後にひっくり返ったような印象がある。そのときの議論なども踏まえて、またいろいろと相談させていただきたい。

<通番4-①：子ども・子育て支援新制度に関する見直し（特定教育・保育施設の定員減少時の市町村の関与強化及び定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議の義務付けの緩和）（内閣府・文部科学省・厚生労働省）>

（大橋構成員）1号認定定員の増加部分について、正当性があると判断されれば、増加部分の協議はそこで終了し、2号認定定員の減少部分についてまで協議項目とした運用はできないのではないかと。今回の提案趣旨は、単価設定が2号定員部分を減少させる誘因となり、自治体の待機児童対策とは反対の対策を国が採用しているように見えるため、改善していただきたいというもの。単価の実質的な見直しか、待機児童対策に見合う自治体の関与のあり方を見直す等をお願いしたい。

（内閣府）施設と自治体との関係は非常に深いものであり、通常は、3カ月前の届出の運用により解決していると思われるが、今回の提案事例のように、公定価格の単価差を逆手に、法人の経営判断として需要があるにも関わらず定員を減少させることは、あってはならないことだと我々も理解している。

（高橋部会長）定員減少の届出は、やむを得ず定員を減少させる場合に限られるという説明だったが、やむを得ない場合以外の定員減少を防ぐ担保措置は、現行制度上あるか。

（内閣府）子ども・子育て支援法の第34条第5項に、定員を減少させた場合には、現に入所している児童の便宜供与を図らなければならないという規定がある。

（高橋部会長）当該規定は定員を減少させた後の措置であり、理由なく定員減少させる場合の担保措置ではない。

（内閣府）定員減少は、保育士不足等を理由にやむを得ない場合を想定しており、定員を減少させないようにする仕組みの構築は、民間への規制強化となり対応困難。現場では、3カ月前の届出の機会を活用した運用を図っている。

（高橋部会長）届出は、何の事後措置もなく行政上の義務が消滅するものであり、自治体に担保措置があるとは言えない。必要があれば規制を強化するというのが今の規制改革の流れであり、民間に対する規制強化だからといって提案に対応できない理由とはならない。停止命令や中止命令、再検討命令等、様々な担保手段があると思うので、御検討いただきたい。

市町村から都道府県への協議を届出に緩和する提案についてはいかがか。

（大橋構成員）広域的な観点から対応が必要であることは理解するが、市町村が事業計画を策定する段階で子ども・子育て支援法第61条第9項に基づく都道府県への協議を行っており、それに沿うような内容であれば、利用定員の協議は不要ではないか。地方分権改革推進委員会の第3次勧告の際に「協議」の必要性の程度を検討した経緯がある。当該勧告の内容に照らせば、計画協議と重複して定員協議を要求しているようにも見える。広域的見地からの対応として、計画協議のみでは具体的に不足するという部分があるならば、示していただきたい。

（内閣府）個々の事業者が供給量を増加させる際に、計画に照らして適切かを個別に見る必要がある。例えば、A施設が100増加させようとする際に、供給過剰の場合はストップをかける必要がある。

（大橋構成員）軽微な変更の場合でも、やはり定員協議が必要か。

（内閣府）都道府県が問題ないと判断するのであれば、協議後速やかに了承をすればよい。県には、供給が需要を超過する場合に認可・認定を行わないことができるという需給調整の役割があり、市町村の関与を強化することと同様、都道府県が適切に全体の需給を把握する意味で、定員協議が必要。

（大橋構成員）現行制度では、協議が重複しているので、定員設定・変更については届出とし、計画内容と整合性が取れない場合は協議するような仕組みも考えられないか。

（内閣府）実際の個別の定員協議がなければ、計画に基づく需給調整ができない。

（大橋構成員）定員協議時に、どのような内容について調整を行っているのか、具体的に把握しているか。今の説明のままでは抽象的な議論にしかならないので、定員協議の具体的な内容に基づいて、その必要性を説明していただきたい。

（高橋部会長）これまでの分権の流れでは、上位計画において協議がある場合に、下位計画に基づいた個別の協議はなるべく廃止するという方向で進められてきた。現に下位段階における個別協議を廃止した例が多数あり、今回の定員協議を廃止しても、市町村計画で担保できると思われる。是非御検討いただきたい。大橋構成員の問題提起もあったので、事務局と2次ヒアリングに向けて調整をお願いしたい。

<通番 10：認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化（内閣府・文部科学省・厚生労働省）>

（高橋部会長）児童福祉法第24条第1項に規定のある保育所には、保育所型の認定こども園、幼保連携型の保育園を含まないかお聞かせ願いたい。

（内閣府）児童福祉法第24条第1項の条文では、認定こども園は除かれる。認定こども園については児童福祉法第24条第2項に規定がある。

（高橋部会長）市町村が保育所において保育する義務があるのは、認定こども園の認定を受けた保育所以外の保育所ということか。

（内閣府）保育義務の程度が高いものは児童福祉法第24条第1項の方で規定しており、同条第2項はそこまでの義務付けにはなっていない。

（高橋部会長）認定こども園のうち、保育所型認定こども園と幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設として整理されると聞いている。そのため、保育所型認定こども園と幼保連携型認定こども園についても、市町村から要請があれば応諾義務が生じると理解しているが、いかがか。

（内閣府）利用定員等の諸条件の下、応諾義務が生じる場合がある。

（高橋部会長）児童福祉施設として応諾義務があるということは、保育所型認定こども園や幼保連携型認定こども園についても、利用料の強制徴収を認める根拠があるのではないか。

（内閣府）保育所型認定こども園と幼保連携型認定こども園については、そのとおり。

（高橋部会長）強制徴収の法的根拠があるならば、滞納前の利用料について、市町村が徴収できるようにしても、整合性が取れるのではないか。

（内閣府）提案は、幼稚園又は幼稚園型認定こども園に関する利用料の徴収を求める内容だと理解している。

（小谷参事官）保育所、保育所型認定こども園及び幼保連携型認定こども園は、児童福祉法第24条第1項及び第2項により、市町村に保育の実施義務と確保義務があるため強制徴収ができるが、幼稚園及び幼稚園型認定こども園は、それらと性格が異なるとの見解でよろしいか。

（内閣府）然り。DVのように社会的に困難な事情を有する家庭の児童もいるため、自由契約によることができない場合があり、保育所、保育所型認定こども園及び幼保連携型認定こども園は、行政による干渉、委託等の規定を設けている。

（小谷参事官）児童福祉法第24条第1項は、市町村の保育所における保育の実施義務を規定しており、当該規定により、保育所型認定こども園に保育の実施義務があるとは言えないのではないか。また、同条第2項の保育の確保義務は、全ての種類の認定こども園に課されている義務であり、幼稚園型認定こども園を含めた全ての認定こども園において、市町村に徴収権限がない理由とは言えないのではないか。児童福祉法第24条第1項及び第2項どちらの根拠によっても、強制徴収が認められる施設と認められない施設が混在していることの原因にはならないのではないか。

（内閣府）児童福祉法第24条第4項の規定により、市町村は、保育所型認定こども園と幼保連携型認定こども園において、保育の利用の勧奨、必要な措置を義務付けられているため、強制徴収を認めている。

（小谷参事官）児童福祉法第24条第2項の規定は全ての種類の認定こども園に掛かる規定ではないのか。

（内閣府）児童福祉法第24条第2項の認定こども園に、幼稚園型認定こども園は含まれていないと整理している。

（高橋部会長）児童福祉法第24条第2項に幼稚園型認定こども園も当然含まれるのではないか。幼稚園型認定こども園を除くという規定はどこにも見当たらない。

（内閣府）児童福祉法第24条第1項及び第2項は保育の実施義務を規定しており、児童福祉法第24条第4項で、市町村の保育の申込みの勧奨、支援義務を具体的に定めている。児童福祉法第24条第4項は、保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は家庭的保育事業を対象としているため、幼稚園及び幼稚園型認定こども園は、勧奨、支援の対象ではない。

（高橋部会長）児童福祉法第24条第4項のみを抜粋するのは不適当である。同条第3項、第4項、第5項、第6項すべてが同条第1項、第2項を実現するための手段として定められているのではないか。

（内閣府）児童福祉法第24条第4項の規定により、まずは市町村による保育の利用の勧奨、支援を行うことを求

めている。

(高橋部会長) 児童福祉法第24条第3項、第4項、第5項、第6項は、第24条第1項、第2項を具体化するための手続規定であり、第4項のみを切り出した説明では不十分である。強制徴収を認める根拠が児童福祉法第24条第1項、第2項の両方だとすると、幼稚園型認定こども園を除く理由が明らかでない。

(内閣府) やや正確さを欠くかもしれないが、児童福祉法第24条第4項、第5項の措置等の権限は、保育所若しくは幼保連携型認定こども園のみに掛かっており、実態としても、DV等で社会的に困難な事情を抱えている方が市町村の措置により利用している。幼稚園には同様の権限がないため、区別して考えていただきたい。

(高橋部会長) しかし、児童福祉法第24条第4項の保育の利用の勧奨、支援に関する規定は、あくまで保育の利用の推奨であるため、保育所若しくは幼保連携型認定こども園のみに強制徴収を認める根拠にはならない。

(内閣府) 児童福祉法第24条第6項にも同様に保育所若しくは幼保連携型認定こども園の保育の措置に関する規定がある。

(高橋部会長) 承知している。

(内閣府) 児童福祉法第24条第4項の勧奨又は第6項の措置による保育受入れの義務を課されているのは、保育所、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業である。幼稚園型認定こども園は幼稚園に由来するため、児童福祉施設を由来とする保育所と幼保連携型認定こども園とは区別されている。

(高橋部会長) これまでの説明では筋道が立たないため、理論的に整理していただきたい。次に、子ども・子育て支援法において、施設型給付の不足部分を利用者負担として徴収することを規定していると認識しているが、いかがか。

(内閣府) 然り。所得に応じた徴収基準に基づいて既定の利用料を徴収している。利用料については、国の基準もあるが、自治体が条例で定めている。

(高橋部会長) 利用料は施設型給付と一体的なものか。

(内閣府) 然り。しかし、医療保険や介護保険において、3割負担や1割負担等、負担割合が決まっているが、施設型給付の利用料は応能負担となっており、利用料や保育料は所得の課税額に応じて決まる。

(高橋部会長) 施設型給付費を事業者に給付して、利用者が応能負担する利用料を事業者が徴収することだが、市町村が利用料の代行徴収を行う制度にすることはできないか。

(内閣府) 保育所や幼保連携型認定こども園には、社会的に複雑な家庭事情のある児童について、行政の要請により入所・入園させている児童がいる背景があり、市町村の強制徴収が位置づけられている。

(高橋部会長) 子ども・子育て支援新制度において、国が新たに施設型給付という制度を創設しており、利用料の徴収が困難な事業者については、代行徴収等により、国が徴収する制度を作ったとしても、立法政策上は問題がないように思うが、いかがか。

(内閣府) 典型的な例として幼稚園が挙げられるが、原則、利用者と施設間の直接契約があるため、困難である。

(高橋部会長) 立法当初、幼稚園型を含む全ての種類の認定こども園と保護者間の直接契約を基本とする制度を想定していたが、国会での修正で私立保育所のみ市町村と保護者との契約とすることになったという経緯がある。当初の立法趣旨、制度設計を鑑みれば、全ての種類の認定こども園について、市町村が強制徴収を行う制度とすることもできるのではないか。

(内閣府) 子ども・子育て支援法改正前の幼稚園制度を引きずっている部分がある。

(高橋部会長) 施設型給付制度により、行政の公的責任を果たすことが子ども・子育て支援新制度の根幹である。行政は、幼稚園も含め、施設型給付を担う主体であるため、事業者が徴収困難であれば、国が補完的な責任として代行徴収を行ったとしても立法政策的には問題がないのではないか。

(内閣府) 国の方針として、介護、障害の分野も含めた福祉分野について、措置から契約へ移行させることを進めている。幼稚園等について代行徴収制度を認めると、当該方針に逆行する懸念がある。また、幼稚園の利用料の滞納についても、市町村が徴収を請け負うことについて、市町村の合意を得られるのか。

(小谷参事官) 制度設計により、対応可能ではないかと考える。

(内閣府) 保育所の保育料の滞納への対応で、市町村は相当苦労している。加えて幼稚園の滞納も全部請け負う

ことについて、市町村は合意しないのではないか。

(小谷参事官) 市町村の合意があれば、提案を実現可能であるという趣旨か。

(内閣府) 実際に市町村が幼稚園の滞納分の利用料を徴収しなければならない場合、多大な負担があるのではないかという懸念がある。

(小谷参事官) どの市町村においても、保育料等の滞納の関係の事務に苦心していることは承知しているが、滞納を放置しても良いという認識の自治体はないため、市町村が徴収責任を果たしていくという考え方はありえるのではないか。

(高橋部会長) 地方公共団体の意見を聴取した上でどのような制度設計が可能か御検討いただきたい。

(内閣府) 強い懸念が残る。

(高橋部会長) 事務局と十分に相談した上で、どのような制度設計が考えられるか御検討いただきたい。

<通番3：幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限の都道府県から中核市への移譲（内閣府・文部科学省・厚生労働省）>

(高橋部会長) 文部科学省からの説明だが、権限移譲について関係団体がなぜもめるのか。

(文部科学省) 幼稚園団体から、これまで権限を持っている自治体は都道府県であったところ、中核市まで権限がおりるということになった場合、中核市の体制は大丈夫なのかとの声が昨年上がったので、今年も正式に話をすると、同じような声が出るかもしれない。

(伊藤構成員) 今の幼稚園団体の懸念で、中核市で大丈夫なのかというのは、中核市の事務処理の体制に関する不安なのか。幼稚園の権限ではなく、幼稚園型認定こども園の認定権限ということだと思うが、その場合に、例えば他の事項で色々と団体に対して要求があるのではないかなど、具体的にはどういうことを懸念されているのか。

(文部科学省) 幼稚園団体としては、事務体制の問題もちろんあるが、これまで幼稚園型の認定こども園と言っても、もともとは幼稚園なので、中核市と直接関係がなかったということも含めての話だと思われる。

(伊藤構成員) それは、子ども・子育て支援新制度を始める際、あるいは準備の段階でも、幼稚園と保育所の連携という話もあった。全ての市町村がそうだと思うが、地域の方々とコミュニケーションを取る機会はかなりあったわけで、今でも継続的にあると思う。その面は余り考慮されていないとか重要視されていないので、かなり懸念を持っているということか。

(文部科学省) もちろん、幼稚園型の認定こども園ができて、市町村との接点ができ。そこも団体としては、昨年も既に幼稚園型の認定こども園があつての話だったということも含めてのことだと考えている。

(伊藤構成員) 昨年の段階では中核市側の意向が多岐にわたっていて、移譲自体を躊躇するということもあったようだ。今年は、中核市としても、指定都市が権限移譲を受けたということも踏まえて、自分たちもできるといような形での御提案だと思われる。団体の方の御懸念はもっともだが、コミュニケーションをしっかりとった上でこういう体制を作っていくことを考えていると思うので、その点も含めてぜひ御検討をいただきたい。

(大橋構成員) 今、中核市が担当することについて幼稚園団体の懸念というお話があった。逆にお聞きしたいのは、今度は指定都市がこの権限を受けようになって、何か業界団体の方から困ったというような話は聞かれているのか。むしろ親切に対応してもらえようになったとか、一体的な処理が可能となったというようなことで、プラス面も先行してあるのだとすれば、今度、中核市の方が、団体としてまとまってやろうという機運が高まっているのであれば、行政規模が指定都市に次ぐ団体として担当するというのも、それほど御心配はないと拝見するが、そこはいかがか。

(文部科学省) 指定都市は来年4月の施行なので、まだちょっと不明である。

(大橋構成員) 指定都市が請け負う際には、先ほどのような懸念は聞かれないのか。都道府県と親しくしていたからというのであれば、同じような不安があるのではないか。

(文部科学省) 同じような不安は出た。

(大橋構成員) 出ているが、それは毎回出る話だということか。

(文部科学省) 去年は、ある程度方向性がまとまった辺りで急にその話が出てきたところ、それは閣議決定の直前だからということで納得はしてもらったが、今回はもうちょっと早い段階からそういう話が出ている状況。去年は閣議決定の直前だからということで、半ば団体に飲んでもらった感じになっている。

(高橋部会長) 施設型給付認定というのは市町村にあるのか。

(文部科学省) 然り。

(高橋部会長) 一体的に運用するという点では、やはり市町村、中核市まで下りていった方が、中核市の幼稚園型のようなところは一体化してよろしいのではないのか。

(文部科学省) 理屈の上では恐らく筋が通る話だと思う。

(高橋部会長) そういう意味で、文部科学省としては、これからどういう方向でこの方針を検討しようとお考えか。

(文部科学省) 団体もあることなので、団体とも相談をしなければいけないが、基本的にこういう方向性については理解している。

(高橋部会長) むしろ丁寧に団体に御説明して、ある意味ではきちんとした体制を組むということで、中核市も考えている。事務局、いかがか。

(小谷参事官) 自分たちの責任で、こういうことも一体としてやっていきたいという団体から提案が出ているので、その他の団体の方とは、こちらと中核市市長会とでしっかりと話をしていく。

(高橋部会長) ぜひ、両方の団体としっかりと御協議いただいて、二次ヒアリングまでに積極的な方向で検討した上での御感触をお聞かせいただければありがたい。

文部科学省におかれては、大変申し訳ないが汗をかいていただくよう、よろしく願います。

<通番 48：原体を製造・輸入する毒物劇物製造・輸入業登録等の事務の国から都道府県への移譲（厚生労働省）>

(高橋部会長) 前向きに検討していただけるとのことで感謝申し上げます。大都市部の都道府県に意見聴取するということが、どのようなスケジュールか。

(厚生労働省) まだ具体的なスケジュールの検討には至っていないが、早急に実施していきたい。また、法令上の対応も必要だと考えられるため、それも踏まえて検討していきたい。

(大橋構成員) 国としても情報を把握する必要があることから、都道府県から国への情報提供に関する手続を設けることができれば、あとは登録の主体を書き換える程度の改正という認識か。それに追加して何か法律改正は考えているか。何か問題があれば立入調査等、国としてもできることはあると思うので、その他の法律改正はないと思うが。

(厚生労働省) 法律改正については関係各所と相談しなければならないが、基本的には登録の主体が切り替わり、国はバックアップ体制に回ることになる。法律の条文の書き方は変わるかもしれないが、新しい仕組みを入れることは想定していない。

(高橋部会長) 原体の製造と、製造された原体の製剤化や小分けの間にそれほどリスクの違いはないように考えられるため、積極的に検討いただきたい。2次ヒアリングは10月の半ばであるが、それまでに何らかの検討をしていただけるか。

(厚生労働省) 提案団体ではない大都市部の都道府県が原体の登録事務の大半を担っているため、それら都道府県との調整が必要になると考えている。決して後ろ向きにやるつもりはないが、スケジュールについては不明なところがある。

(高橋部会長) そこは事務局と相談、調整していただきたい。

(大橋構成員) 審議会等における手続は必要になるか。

(厚生労働省) 必要ないと思われるが、確認させていただきたい。

(高橋部会長) その方向で進めていただきたい。

<通番 9：児童扶養手当に関係する事務の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 遡及給付に限定しており、例えば数十万円がまとめて支払われたときに、児童扶養手当との調整の仕方を工夫してくれないかという御提案である。例えば年金給付請求権を将来的に譲渡したり、将来の給付について差押えをされたりという話ではない。つまり、厚生労働省の8月2日の見解とは場面が違うように思うが、そこはいかがか。

(厚生労働省) 御提案は将来の年金から一定割合ないし一定額を分割して支給額から児童扶養手当を差し引いた額を受給者に支給してほしいということで、遡及返還請求をするのではなくて、今後支払われる年金から、月々いくらかを自治体に、残りを受給者に渡してほしいと言っているものと理解している。そういう意味で先ほどは、譲渡禁止あるいは差押禁止、相殺禁止といった話になっているということの御説明を

したつもりである。

(高橋部会長) これは将来の話か。

(小谷参事官) 提案としては、遡及して受給するときの話であるから、将来の話ではない。

(厚生労働省) 年金を遡及支給することになって、年金を支払うときに、過去の調整分、つまり、ある種児童扶養手当を払い過ぎたということになるから、その分をこれから受給する年金から差し引いてお支払いするようにという趣旨だと理解しているが、いかがか。

(高橋部会長) 遡及して認められたときにまとめて払う年金から、調整をした分を引いて払う。

(小谷参事官) そういう趣旨である。

(厚生労働省) 我々が遡及して1年分あるいは3カ月分、年金を払うことになったという際に、そのお支払いする年金を、一部は自治体に、一部は受給者にお渡しする。生活保護でも同様の話がある。

(高橋部会長) 遡及分であるから、今まで払っていなかった、例えば10万なら10万を一遍にまとめてお支払いすることになる。その分について調整していただけないか、児童扶養手当からその分を調整するということができないか、という話だと思う。ある意味では、児童扶養手当の相殺みたいな話ではないか。

(厚生労働省) 私どもがお支払いするのはあくまで年金である。例えば3カ月分の年金をお支払いすることになった場合に、この方は裁定までに時間がかかった等の理由で既に児童扶養手当をもらっていたため、ある月が重複受給になっていたとすると、既に受給した児童扶養手当は、本来は年金との関係の併給調整する必要がある。それが遡って年金が出ることになるのであれば、例えば今は8月だが、6・7月分の年金のお金から6・7月の児童扶養手当の分、それは6月からきちんと年金がもらえていれば本来はもらえなかった分であるから、その分だけ8月にまとめてお支払いする年金から引き、引いた分を市町村に渡してほしいということが、今回の御提案だと理解している。

我々としては、今月新しく払う年金から、自治体の持っている児童扶養手当の返還請求権という債権の分だけ相殺する、あるいは、ある意味で差し押さえて、それは本人にお渡ししないようにする御提案だと理解している。この場合に年金の受給権を我々はきちんと保護し、全額を本人にお渡しするということが、国年法及び厚年法の趣旨なので、そこから取ることはなかなか難しい。

(大橋構成員) 現行法の年金の一般的な御説明を拝聴した。一般に差押えが禁止されている、あるいは譲渡が制限されていること理由は、その譲渡先が不特定で全然分からないからである。しかし、ここで出ているのは、国及び地方公共団体の機関との間でのやり取りで譲渡先が特定されているから不安定さがないにもかかわらず、一般論で議論するのはおかしいのではないか。

また、併給調整という規定は何か。国庫から、同じ当事者Aさんに対して2つの給付ルートが存在するということはあるまい。そこを調整する仕組みが必要であるならば、今回、清算しようというのは、併給調整を実務的に実現させることだけの話。譲渡先が特定されていて、なおかつ法律に書いてある併給調整を実現する手段であること、しかも、取り立てたからといって、その人をマイナスに削り込むことはなく、むしろプラスが残るということを見れば、法律の規定に書けば十分正当化できるのではないか。

先ほどの判例と目的が同じであるならば、取り上げるのはいいが、裁判所がその事例で言ったことが全てのメルクマールだとは思わない。制度設計をきちんとして、その方の生活を脅かさない形での調整の仕組みをきちんと作れば良い。

むしろ、国の公金管理において、いろいろなところから集めてきたお金を、併給調整の仕組みがあるにもかかわらずダブルで出し、後で担当の実務のレベルで取り立てる等、執行のコストを税金でまかなうことは、説明がつかないのではないか。

このような場面を想定し、制度的にきちんとした併給調整の仕組みについて規定を設けることが、年金の趣旨・目的とバッティングするとは思えないがいかがか。

(厚生労働省) 先ほど申した国年法の24条や厚年法の41条では、債権者の主体は特定されておらず、国ないし、それに準ずる地方であれば例外であるとは書いていない。

(高橋部会長) 現行はということ。

(厚生労働省) そのようなことは、年金生活者の暮らしが守られるように給付はきちんとお渡しするという前提に立って、介護保険の特別徴収などのような場合に限定して新たに立法措置を講じて行っているところ。

児童扶養手当の返還額が多額に上って、年金額調整の場合には分けて納めることもあるだろうし、これは児童扶養手当だけでなく生活保護その他の給付との調整ということにも恐らく関係してくる。したがって、併給調整の遡及的な実現に、市町村が御苦労いただいているという事実があることは重々理解してい

るが、その年金から各種の現金給付に係る自治体が支出、出捐した分の遡及的な返還について天引きをすることは、受給権の保護という意味からも、相当困難だと思っている。

法解釈上も難しいと判例を用いて御説明したが、実際に年金受給権については国会でも大変センシティブな問題となっている。他の事由である種の債権が発生したときに年金から取ることができるということの実現は、相当難しいと思っている。

(高橋部会長) 公的年金給付を遡及して受給した場合、遡及した額はまとめて支払われるということでしょうか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) 既に受給者には現金が入っている。現金を手に入れているところで、それをまとめて取るわけにはいかないから、徐々に調整していきませんかという趣旨。そういう意味では年金受給権を侵害していることにはならないのではないかと。

(厚生労働省) 年金は支払われるようになっていて、それはこういう控除等について、譲渡し、担保、差押え等が禁止されている。それとは別に、現金給付を所管する生活保護法や児童扶養手当法において、さまざまな受給要件の中に、年金をもらうことによって受給資格がなくなったり減額されるといった規定がある場合がある。その規定の実現に当たって年金から遡及的に天引きできるということには繋がらない。

(高橋部会長) しかし、現にもうその段階で、年金を遡及してもらっているわけである。かつ、児童扶養手当との関係で、児童扶養手当のほうでなかなか調整するのは大変なので、要するに総合調整のところで、どこかで調整したいという趣旨ではないか。

(厚生労働省) 冒頭で申し上げたマイナンバー法の活用について、この施行に向けて準備しているので確定はしていないが、来年3月にも実現させたいと思っている。これによって市町村の事務をかなり軽減できるのではないかと期待している。

(高橋部会長) 私も東京都で不服審査会に携わっているが、この案件は多い。まとめてお金をもらうので、受給者としては計画が狂う。これは受給者にとって不安なこと。生活スタイルや計画が変わってしまい、使ってしまった後で、返せと言われる。これは各種手当の受給者にとって、むしろ生活権の侵害となっている。

年金のほうで把握できなかったから、まとめてお支払いすると、年金のほうではおしまいというのではなくて、総合的に、保護や児童扶養手当受給者の生活が狂わないように、両方で計画を立てていただくようなことが必要なのではないか。

(厚生労働省) 年金裁定事務はできるだけ早くするように言われている中で、その人がいろいろな現金給付をもらっているか否かを全部確認しないでやるということはどうかと思う。

(高橋部会長) 通知をして確認すればいい。通知は、マイナンバーでできるのではないかと。むしろ国でできる。自治体にやれというのではなくて、年金機構ではどうか。

(厚生労働省) 現行のマイナンバー法の条文の22条にあるように、情報照会者は都道府県知事、情報提供者は年金機構であり、御照会を受けてお知らせすることがデータを持っている側の立場となっている。

(高橋部会長) 年金機構がまとめてお支払いするとき自治体に通知をして、年金をもらうときに返済計画を立てられるような端緒が自治体側に保障されることが受給者の生活を守るという点では本当に必要なのではないか。

(厚生労働省) この児童扶養手当に関する別表第二の57や、年金機構以外に、所得情報等、税務当局もあるかもしれない。恐らく、57号だけ解決すれば済む話ではなくて、所得情報なり年金情報を持っているところのやりとりの問題になってくるのではないかと。

(高橋部会長) 税金まで広げろとは言っていない。

(厚生労働省) 情報提供者と情報照会者との関係の整理を、おっしゃるようなすると、マイナンバー法全体の議論になってくるのではないかと。

(高橋部会長) 各種生活保障行政と年金行政はピンポイントに近い。厚労省の中で完結するものなので、税務までは言わなくて、関係する組織内で完結できる場所は御検討いただけないか。

(厚生労働省) 年金を受給することが要件になっている場合もあるし、所得要件、収入要件の場合もあるので、社会保障の世界に限定するというのは、必ずしも容易なことではない。いずれにしても、そういう情報をマイナンバーから、年金機構なり税務当局にアクセスいただいて、事務の円滑化に資するようになるというのが今回の情報連携の仕組みだと理解しているところ。

(高橋部会長) 今回の情報連携の話は、そちらから持ち出されただけで、我々はこれを出してくれとは言っ

ていない。提案に即した形で制度設計できるならばよいが、自治体の側から適宜やれというのは、現実に無理がある。遡及給付がいつ発生するのか自治体が把握せずに、毎月毎月、照会をかけるわけにはいかない。積極的な情報連携という点では、厚労省の中で完結する問題については、厚労省の中で制度設計していただけないか。遡及給付は後から請求されるため、受給者の生活が一番壊れる。

(厚生労働省) 年金制度としては、譲渡禁止、差押禁止、相殺禁止があるので、特定の他法令の事由による現金給付の返還請求権の分を年金から差し引くということは困難だと考えている。

(高橋部会長) 遡及とは違う。遡及分については、まとめて戻っている。その調整方法の話であって、将来の受給権を生で差し押さえたり譲渡したりする話ではない。状況が違うのではないかと、いう話を申し上げている。

(勢一構成員) この地方分権改革の提案募集は、現行法の仕組みや運用で支障があるものを、地方の実務の現場が認識して、具体的な支障事例を基に提案をするという制度である。提案を受けて現行制度の中で現場の運用がきちんと担保される構造になっているのかという点を、改めて確認していただきたい。本件については、受給者の負担軽減の上で大きなメリットがあるという自治体からの主張もあり、また、現行制度でできないからこそ提案が出てきている。そこを踏まえて再度検討していただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)